福井県育児時短勤務促進企業奨励事業実施要綱

（通則）

第１条　この要綱は、育児時短勤務促進企業奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　事業主が、子が小学校３年生の年度末まで利用できる育児のための短時間勤務制度を就業規則または労働協約等（以下「就業規則等」という。）に規定し、労働者に子が３歳以降に６カ月以上の短時間勤務を利用させた場合に、奨励金を支給することにより、子の就学後も安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めることを目的とする。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、福井県とする。ただし、県が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

（定義）

第４条この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）をいう。

（２）育児時短勤務

育児・介護休業法第２３条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置をいう。

（３）労働者

２か月を超えて雇用されるものであり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者。

（対象事業主）

第５条 この事業の対象となる事業主（以下、「対象事業主」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）県内に本社または事業所を有すること。

（２）常時雇用する労働者の数が３００人未満であること。

（３）雇用保険適用事業所であること。

（４）法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人でないこと。

（５）宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業主もしくは暴力団または暴

力団員の統制下にある事業主でないこと。
（６）過去５年間に重大な法令違反等がないこと。
（７）第６条に定める労働者がいること。
（８）１日の所定労働時間を原則６時間とする育児時短勤務制度を就業規則等に規定していること。（育児時短勤務促進企業奨励金については、子が小学校３年生の年度末以降まで利用できる制度とすること（小学校４年生以降も利用できる制度でも可）

（対象事業主の責務）
第５条の２　この事業の申請にあたり、対象事業主は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
（１）育児を行う労働者の柔軟な働き方に関する制度の利用および制度利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を全労働者へ周知すること
（２）「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、育児時短勤務を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨の宣言を行うこと。

（対象となる労働者）
第６条 奨励事業の対象となる労働者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
（１）雇用保険の被保険者として雇用されている労働者であること。
（２）対象事業主の県内の事業所に勤務する労働者であること。
（３）育児時短勤務応援奨励金については、時短勤務に係る子が３歳以降に育児時短勤務を開始し、６カ月以上利用している労働者であること。
（４）男性育児時短勤務スタート奨励金については、対象事業主として初めて３カ月以上の育児時短勤務を利用した男性労働者であること。

（対象となる取組）
第７条 この事業の対象となる取組は別表のとおりとする。

（奨励金額）
第８条 この事業の奨励金額は別表のとおりとする。なお、奨励金の支給は予算の範囲内とする。
２　同一事業主に対する奨励金は、それぞれ対象となる取組につき１度限り支給するものとする。
（支給申請）
第９条 奨励金の支給を受けようとする対象事業主は、第６条に該当する労働者が育児時短勤務を開始した日から起算して６か月を経過する日の翌日（以下「起算日」という。）から３か月以内、または起算日の属する年度の３月３１

日のいずれか早い日までに、支給申請書（様式第１号）に次の各号に定める必要書類を添えて知事に申請するものとする。 ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（１）就業規則等（第５条第１項第８号の要件を満たしていることが確認できるもの）の写し

（２）別表の「３ 必要書類」に定める書類

（３）福井県が別に定める育児休業にかかるアンケート調査票

（４）その他知事が必要と認める書類

（支給決定）

第１０条　知事は、前条第１項に規定する支給申請書を受理した後、速やかに申請内容の確認を行い、奨励金の支給の可否を決定し、その結果を申請者に支給決定通知書（様式第２号）または不支給決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（奨励金の支給）

第１１条　知事は、前条の規定による支給決定を行ったときは、支給決定後３０日以内に奨励金を申請者に支払うものとする。

（奨励金の返還）

第１２条 知事は、虚偽の申請その他の不正行為によって奨励金の支給受けた者に対し、奨励金の全部または一部を返還させるものとする。

（証拠書類等の整備および保管）

第１３条 対象事業主は、奨励金の支給を受けた場合は、申請に係る状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを申請後５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第１４条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、令和８年５月１日から施行する。

別表

１　対象となる取組	２　奨励金額	３　必要書類
①育児時短勤務応援奨励金	２０万円	・労働者から提出された育児時短勤務利用の申出書の写し ・育児時短勤務を利用した労働者の勤務実績が確認できる書類（出勤簿またはタイムカードの写し）
②男性育児時短勤務スタート奨励金	４０万円	・労働者から提出された育児時短勤務利用の申出書の写し ・育児時短勤務を利用した労働者の勤務実績が確認できる書類（出勤簿またはタイムカードの写し） ・利用日から遡って過去２年間に男性労働者の育児時短勤務の利用実績がない旨の誓約書